

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①については、支給日を平成 15 年 7 月 22 日、標準賞与額を 40 万円に、申立期間②については、支給日を 16 年 1 月 21 日、標準賞与額を 49 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 (賞与)
② 平成 16 年 1 月 (賞与)

平成 15 年 7 月と 16 年 1 月の賞与について、会社は資金が無かったために数回に分けて支給した。その時の厚生年金保険の記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が「平成 15 年 7 月の賞与は、会社の資金不足から、分割されて支払われた。」旨を述べているところ、申立人名義の預金通帳から、平成 15 年 8 月 20 日、同年 8 月 25 日及び同年 9 月 22 日に賞与が振り込まれていることが確認できる。

また、申立人の平成 15 年分給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料額は、申立人のオンライン記録から算出される社会保険料額よりも高額であることが確認できる。

さらに、同僚の賞与明細書から、当該同僚は賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、上記源泉徴収票から、40 万円とすることが必要である。

なお、当該賞与の支給日については、複数の同僚が、「平成 15 年 7 月 22 日であった。」と述べていることから、同日とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人が「平成16年1月の賞与は、会社の資金不足から、分割されて支払われた。」旨を述べているところ、申立人名義の預金通帳から、平成16年1月21日、同年2月27日及び同年3月29日に賞与が振り込まれていることが確認できる。

また、同僚の賞与明細書から、当該同僚は賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、上記の同僚は、その所持する預金通帳から、当該賞与が2回に分けて振り込まれていることが確認でき、1回目の振込額は万円単位となっているが、2回目の振込額は円単位となっており、2回目の賞与支給分から当該賞与に係る保険料の控除が推認できるところ、申立人についても、1回目及び2回目の振込額は万円単位となっているが、3回目の振込額は円単位となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、申立人名義の預金通帳上の賞与振込額から、49万5,000円とすることが必要である。

なお、当該賞与の支給日については、複数の同僚が、「平成16年1月21日であった。」と述べていることから、同日とすることが妥当である。

一方、申立人名義の預金通帳から、平成16年4月30日に事業主から振込みがあったことが確認できるが、当該振込額は万円単位であり、上記の3回目の振込額から推認される保険料控除額からは当該振込額に係る厚生年金保険料を控除されていることが推認できないため、あっせんは行わない。

また、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成17年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主からは回答を得られないが、複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書により、同僚も申立人と同様に、賞与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず標準賞与額に係る記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 1 日から 43 年 7 月 26 日まで
昭和 43 年 7 月頃にA社を退職し、退職金を 3 万円ほどもらったが、脱退手当金はもらっていない。会社から脱退手当金の話は聞いておらず、制度も知らなかった。退職後に脱退手当金に関する書類が届いた覚えもなく、生前、母親に確認したが、知らないと言っていた。脱退手当金を支給したと記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記載されている上、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。